さっぽろエコメンバー登録制度実施要綱

平成２０年７月２２日環境局長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、環境への負荷を低減すること、現在及び将来の市民にとり良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動に自主的に取り組む事業所を「さっぽろエコメンバー」（以下「エコメンバー」という。）として登録し、その取組を広く市民等に紹介することにより、環境に配慮した取組の普及促進を目的とする。

（登録対象事業所）

第２条　エコメンバーとして登録の対象となる事業所は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

⑴　札幌市内に所在し、事業活動を行っていること。

⑵　過去３年間に環境関連の法令、条例、規則等に違反していないこと。

⑶　次に掲げる登録区分に応じた基準を満たしていること。

ア　レベル１（☆）

別表１に掲げる環境配慮に関する取組項目のうち、１項目以上７項目以下を実施

イ　レベル２（☆☆）

別表１に掲げる環境配慮に関する取組項目のうち、８項目以上を実施

ウ　レベル３（☆☆☆）

別表２に掲げる環境管理の体制のうち、いずれかを構築

（登録申請）

第３条　登録を申請する事業所は、自らの環境に配慮した取組内容が前条の登録要件に適合していることを確認し、さっぽろエコメンバー登録（新規・更新）申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出又はインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）するものとする。

２　同一事業者、団体等が複数の事業所の申請をする場合は、それぞれの事業所について申請書に定める事項を説明できる資料を提出すれば、１つの申請書又は電子申請によって登録申請を行うことができるものとする。

（登録の実施等）

第４条　市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、その内容を確認し適当と認めた場合は、事業所をエコメンバーとして登録し、事業所に対し登録区分に応じたロゴマーク入りのステッカーを交付するものとする。

２　エコメンバーは、登録区分に応じたロゴマークをその事業者が発行する名刺、印刷物等に表示することができる。

（登録事項の変更及び廃止）
第５条　登録された事業所は、事業所名称、所在地、登録区分等の登録事項に変更があったとき又は登録を廃止しようとする場合は、さっぽろエコメンバー登録事項（変更・廃止）届（第２号様式）を速やかに市長に提出又は電子申請するものとする。

（登録の有効期間）
第６条　登録の有効期間は、登録の日又は前条の規定に基づき登録区分を変更した日から３年間とする。
２　登録された事業所は､登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合は､有効期間満了の日までに登録の更新の申請を行うものとする。
３　前項に規定する更新手続には、第３条から第４条までの規定を準用する。

（登録の取消）
第７条　市長は、登録した事業所が第２条の登録要件に該当しなくなったときその他エコメンバーとしてふさわしくない行為があったと認められるとき又は第５条の規定による廃止届を受理したときは、登録を取り消すことができる。

（広報）
第８条　市長は、第４条第１項の登録をしたときは、事業所名称、所在地、登録区分その他の必要な事項を公表し、エコメンバーが広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。当該事項の内容に変更があったときも同様とする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか､この要綱の施行に関し必要な事項は､別に定める。

附　則
この要綱は、平成２０年８月１日から施行する。
附　則（平成２４年４月１日）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

（第１号様式）表

さっぽろエコメンバー登録（新規・更新）申請書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住所　〒

（申請者）　氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（担当部署
・担当者）

さっぽろエコメンバー登録制度実施要綱第３条第１項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

フリガナ				
事業所名称				
区分	□新規・□更新			
所在地等	〒 札幌市　　　区			
業種コード	（別紙の該当番号を１つ記入）	従業員数	名	
電話番号		ＦＡＸ番号		
登録申請区分	□レベル１（☆） 下記項目を1～7 項目実施	□レベル２（☆☆） 下記項目を８項目以上実施		□レベル３（☆☆☆） 環境管理の体制を構築
取組内容	【取組実施項目】 □エネルギー使用量の削減 □省エネルギー機器等の導入 □新エネルギーの利用 □自動車利用の抑制 □エコドライブの推進 □廃棄物の排出抑制 □廃棄物の分別・リサイクルの実施 □グリーン購入の推進 □カーボン・オフセットの推進 □水使用量の削減 □用紙使用量の削減 □汚染対策の実施 □環境配慮型製品・サービスの販売・提供 □環境負荷低減に資する研究開発 □社会貢献活動の実施・支援 □地域社会の環境活動への参加 □生物多様性の保全に向けた取組・支援 □環境に関する情報提供	実施項目数 項目		【環境管理の体制】 環境マネジメントシステムの認証取得 □IS014001 □IS014005 □エコアクション 21 □グリーン経営 □北海道環境マネジメントシステムスタンダード □エコステージ 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく環境マネジメント □環境保全行動計画 □自動車使用管理計画
法令等の順守状況	過去３年間に環境関連の法令、条例、規則等に、 □違反していない　　□違反したことがある			

裏面は、市のホームページへの掲載、又は市のホームページからのリンクを希望する場合のみ記入してください。

（第１号様式）裏

<table>
<tr><td>※Ｅ－ｍａｉｌ</td><td colspan="2">※掲載を希望する場合のみ記入</td></tr>
<tr><td>※ホームページ URL</td><td colspan="2">※リンクを希望する場合のみ記入
http://</td></tr>
<tr><td>※環境配慮の取組概要</td><td colspan="2">※掲載を希望する場合のみ記入
（環境配慮の取組内容や PR したい点などを 200 文字以内で記入してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">※環境配慮型製品・サービス</td><td colspan="2">※掲載・リンクを希望する場合のみ記入
（お取扱いの環境配慮型製品又はサービスについて、名称等を記入してください。）</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td>（1 品目のみ）</td></tr>
<tr><td>内　容</td><td>（100 文字以内）</td></tr>
<tr><td>ＵＲＬ</td><td>（上記の製品・サービスに関するホームページ）
http://</td></tr>
</table>

注１　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入、又は■で塗りつぶしてください。

注２　業種コード欄は、別紙「業種コード一覧表」から事業所が最も当てはまる番号を１つ選んで記入してください。

注３　レベル３（☆☆☆）の取組内容うち、環境保全行動計画及び自動車使用管理計画については、計画の提出及び実施状況についての必要な報告を行っていることが登録要件となります。

注４　※の欄は、市のホームページへの掲載、又は市のホームページからのリンクを希望する場合のみ記入してください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

別紙

別紙　業種コード一覧表

※日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）の中分類に基づく分類番号

大分類	番号	中分類
農業、林業	01	農業
	02	林業
漁業	03	漁業
	04	水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	06	総合工事業
	07	職別工事業
	08	設備工事業
製造業	09	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業

大分類	番号	中分類
卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
	61	無店舗小売業
金融業、保険業	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業
不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業
	73	広告業
	74	技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合
サービス業	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
公務	97	国家公務
	98	地方公務
分類不能の産業	99	分類不能の産業

（第２号様式）

さっぽろエコメンバー登録事項（変更・廃止）届出書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

住所　〒

（届出者）　氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（担当部署
・担当者）

さっぽろエコメンバー登録制度実施要綱第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所名称		
区分		□変更・□廃止
変更・廃止年月日		年　月　日
変更事項	変更前	
	変更後	
変更・廃止の理由		
連絡先電話番号		

注　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入、又は■で塗りつぶしてください。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

別表１　環境配慮に関する取組項目（レベル１、レベル２判定用）

	取組項目	具体例
1	エネルギー使用量の削減	不要な照明の消灯、エレベータの使用自粛、使用しない機器の電源オフ、空調の温度管理の徹底・使用時間の短縮、ノー残業デーの推進、その他のエネルギー使用量の削減の取組
2	省エネルギー機器等の導入	省電力製品の利用、低公害車の利用、設備機器の監視制御・自動化、エネルギーの高度利用（ヒートポンプ、コージェネレーション等）、施設の省エネルギー改修（ESCO 事業等）、その他の省エネルギー機器導入の取組
3	新エネルギーの利用	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・雪氷熱等の利用、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の実施・利用、その他の新エネルギーの利用の取組
4	自動車利用の抑制	公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗り、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、配送ルートの効率化、共同運行、ノーカーデーへの協力、その他の自動車利用の抑制の取組
5	エコドライブの推進	アイドリングストップの推進、定速走行の実施、エアコンの使用抑制、最大積載量の順守、講習会の開催、評価・表彰制度の実施、その他
6	廃棄物の排出抑制	自らの事業活動で発生する廃棄物の排出抑制、レジ袋の削減、使い捨て商品の利用抑制、再使用又はリサイクルしやすい製品の優先購入、梱包資材の削減・再利用、その他廃棄物の発生そのものを抑える取組
7	廃棄物の分別・リサイクルの実施	自らの事業活動に関連する廃棄物の分別・リサイクルの実施、ごみ分別の実施、ビン・缶・ペットを含む容器のリサイクル回収、古紙回収、生ごみリサイクルの実施、梱包資材の削減・再利用、その他分別・リサイクルに関する取組
8	グリーン購入の推進	必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達、北海道認定リサイクル製品の優先的購入・調達、その他のグリーン購入の推進の取組
9	カーボン・オフセットの推進	カーボン・クレジットの創出（他の取り組み項目に該当する場合を除く）、カーボン・オフセットの実施（カーボンオフセット付き商品・サービスの購入や利用、会議・イベントのカーボン・オフセット、事業活動のカーボン・オフセット）、カーボン・オフセット付き商品・サービスの提供、グリーン電力・熱証書の購入、その他カーボン・オフセットの推進の取組
10	水使用量の削減	節水の励行、節水機器の導入、雨水の利用、雑排水の再利用、水使用工程の見直し、適正な水圧管理、漏水箇所の早期発見、その他の水使用量削減の取組
11	用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏紙の再利用、封筒の再利用、印刷物の部数削減、電子メールの活用、文書の電子化、その他の用紙使用量削減の取組
12	汚染対策の実施	大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制、騒音・振動・悪臭の防止、化学物質の使用量・排出量の削減、その他の汚染対策実施の取組
13	環境配慮型製品・サービスの販売・提供	環境配慮型製品（環境ラベル認定等製品、省エネルギー基準適合製品、地産地消製品、カーボンフットプリント、北海道認定リサイクル製品、汚染を防止する装置や設備等）の生産・販売又はこれらを用いたサービスの提供、環境配慮型金融商品の販売、詰め替え・量り売りの推進、中古品再生販売、エコツーリズムの推進、その他の環境配慮型製品・サービスの販売・提供の取組
14	環境負荷低減に資する研究開発	環境配慮型製品・サービスの開発・設計、環境に配慮した生産方法・工法の研究開発、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の導入、環境負荷の低減・環境保全に資する技術開発、その他の環境負荷低減に資する研究開発の取組
15	社会貢献活動の実施・支援	清掃・美化活動の実施・支援、古紙回収協力店・廃食油回収協力店・蛍光管回収協力店・乾電池等回収協力店・インクカートリッジ回収協力店・段

		ボール回収協力店などへの登録、環境学習・啓発の実施、環境 NPO への支援、その他の社会貢献活動の実施・支援の取組
16	地域社会の環境活動への参加	環境イベントへの出展・協力、クールビズ・ウォームビズの実施、サマータイムの実施、eco 検定の受検、その他の地域社会の環境活動への参加の取組
17	生物多様性の保全に向けた取組・支援	緑化・植林・自然修復等の取組・支援、野生動物保護に係る取組・支援、外来種対策に係る取組・支援、その他の生物多様性の保全の取組・支援
18	環境に関する情報提供	環境報告書・CSR レポート等の発行、ホームページでの環境関連情報の発信、環境表示（環境ラベル等）の実施、その他の環境に関する情報提供の取組

※レベル１（☆）登録基準：上記のうち、１～７項目を実施

※レベル２（☆☆）登録基準：上記のうち、８項目以上を実施

別表２　環境管理の体制（レベル３判定用）

	環境管理の体制	内容
1	環境マネジメントシステムの認証取得	ISO14001、ISO14005、エコアクション 21、グリーン経営、北海道環境マネジメントシステムスタンダード又はエコステージを認証取得
2	札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく環境マネジメント	環境保全行動計画又は自動車使用管理計画の提出及び実施状況についての必要な報告を行っている

※レベル３（☆☆☆）登録基準：上記のいずれかに該当

※ISO14005 は平成 22 年 12 月にできた段階型環境マネジメントシステム